

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

(預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例)

第十二条 別表第一第十八号及び第十九号の課税文書のうち政令で定める通帳(以下この条において「預貯金通帳等」という。)の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙の貼付けに代えて、金銭をもつて、当該承認の日以後の各課税期間(四月一日から翌年三月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。)内に作成する当該預貯金通帳等に係る印紙税を納付することができる。

2 省略

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る預貯金通帳等に、課税期間において最初の付込みをする時までに、財務省令で定める書式による表示をしなければならない。ただし、既に当該表示をしている預貯金通帳等については、この限りでない。

4 第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が課税期間内に作成する当該預貯金通帳等は、当該課税期間の開始の時に作成するものとみなし、当該課税期間内に作成する当該預貯金通帳等の数量は、当該課税期間の開始の時における当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、課税期間ごとに、当該課税期間の開始の日から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一～三 省略

7 6 省略
第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る預貯金通帳等につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

(預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例)

第十二条 別表第一第十八号及び第十九号の課税文書のうち同項の期間において最初の付込みをする時までに、財務省令で定める書式による表示をしなければならない。

2 同上

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る預貯金通帳等に、同項の期間内に作成する当該預貯金通帳等は、当該期間の開始の時に作成するものとみなし、当該期間内に作成する当該預貯金通帳等の数量は、当該期間の開始の時における当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

4 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、同項に規定する期間の開始の日から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一～三 同上

7 6 同上
第一項の承認を受けた者が、当該承認を受けた日の属する年の前年ににおいても同項の承認を受けており、かつ、当該承認に係る預貯金通帳等に既に第三項の表示をしている場合には、当該預貯金通帳等については再び当該表示をすることを要しないものとする。

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

名 称	根 拠 法
省 略	省 略
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十号）
省 略	省 略
文 書 名	作 成 者
省 略	省 略
独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百四十七号) 第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設等の業務に限る。)、第九号(独立行政法人中小企業基盤整備機構 整備機構

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

名 称	根 拠 法
同 上	同 上
文 書 名	同 上
同 上	同 上
文 書 名	同 上
同 上	同 上
独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百四十七号) 第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設等の業務に限る。)、第九号(独立行政法人中小企業基盤整備機構 整備機構

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

名 称	根 拠 法
同 上	同 上
文 書 名	同 上
同 上	同 上
文 書 名	同 上
同 上	同 上

省略	<p>中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号、第十四号、第十八号並びに第十九号（業務の範囲）に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第八条（旧織維法に係る業務の特例）、第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書</p>
省略	

同上	<p>中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号、第十四号、第十七号並びに第十八号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロ及びハに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧織維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書</p>
同上	